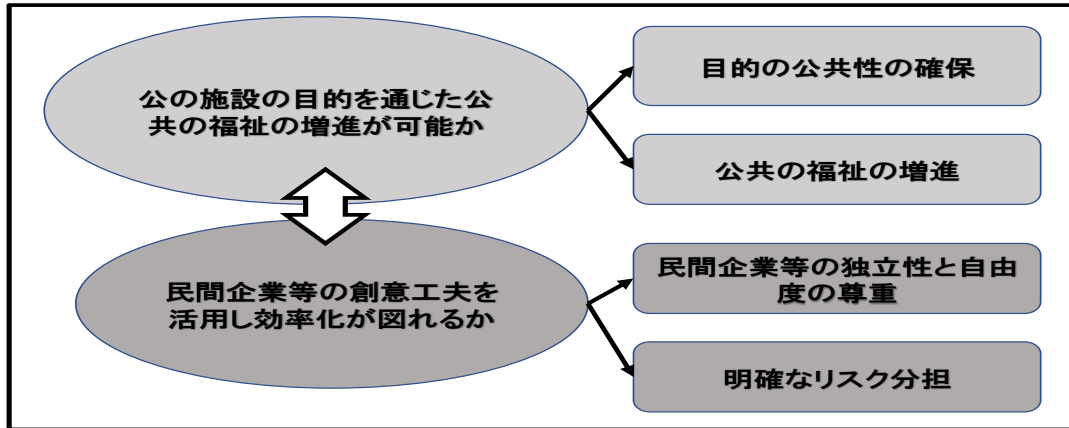


不要不急の事業の選別

民間化への移行の判断基準



国、地方自治体を問わず 2021 年度財政は、極めて厳しい状況となることが避けられない。2020 年度予算は、すでに編成されており厳しい中でも慎重な執行が求められるレベルに止まっている。しかし、地方自治体の 2021 年度予算では税収減、基金の減少や国からの移転支出の見直しなどから編成自体が困難となることを今から十分に認識する必要がある。その認識において、来年度予算編成に向けては今から不要不急の事業の選別等を進めることが求められる。その際に、再度検証すべき対象のひとつとして民間化事業がある。地方自治体の指定管理をはじめとした民間化は、コンプライアンスそしてガバナンスへの認識が地方自治体、民間事業者双方に必要なほか、公の施設機能の指定管理者への移行等を判断する一般原則へのさらなる認識を深めることが重要となる。そのことは、単に地方自治体、指定管理者間の関係だけでなく、民主的コントロールの質を向上させ、住民に対する公の施設を通じた機能と責任のあり方を明確にすることに結びつく。しかし、現実の民間化の選択においては、事業そのものの必要性の判断は後回しとし地方自治体側の財政制約や人的制約を回避する手段として民間化が選択される傾向も強く、民間側も行政との従来の請負型関係を前提として参入する傾向が少なくない。

財政状況が極めて悪化することが避けられない中で、民間化事業についてもその必要性や形態をまず再度検証する必要がある。その上で、たとえば指定管理者制度に移行するか否かの判断基準として、地方自治体が踏まえるべき重要事項は、①指定管理者に委ねることで公の施設の機能が公共の福祉の増進に結びつくこと、②管理運営にあたって、民間の視点からの創意工夫・ノウハウの発揮が可能であり、機能の効率性を高めることが期待できること、である。そして、前者についてはさらに「公の施設の目的の公共性が確保できるか」と「公共の福祉の増進が図れるか」が基準となり、後者では「民間企業等の独立性と自由度の尊重を図りつつ公の施設の機能向上が実現するか」と「明確なリスク分担が実現するか」が基準となる。こうした視点を踏まえて、公の施設の管理運営を直営で展開するか、管理委託や業務委託方式などによるか、指定管理者によるか等の手段の選択を行うと同時に、地方自治体と民間企業等の両者間でいかなる権利義務関係を形成するかを検討する必要がある。